

# 英国 2021 年春の予算案

## Japanese Business Tax

### 目次

1. 概要	1
2. ビジネス・タックス	2
3. 経済特区「フリーポート」	4
4. 産業別の税制改正	5
5. 間接税	5

### 1. 概要

新型コロナウイルスのパンデミックにより、様々な課題を抱える厳しい世界経済の見通しの中、Rishi Sunak 財務大臣は、3 月 3 日に英国にとって EU 離脱後初となる予算案を公表した。

経済回復が今回の予算案の主要テーマであり、今後数ヶ月の間に新型コロナウイルス対策が徐々に緩和されることに伴い、更なる投資やインセンティブ措置を通じて経済成長を促進することが強調された。一方で、新型コロナウイルス対策が政府の財政に与えた影響を受け、「帳尻を合わせる」ために、財政資金を回収する必要性も示された。その主たる対策として、2023 年 4 月 1 日から法人税率を 25%に引き上げることが発表された。

また、本年度は、来る 3 月 23 日を「Tax Day」とし、同日に更なる税制改正案やコンサルテーションの発表を行う事を予定している。

財政法案は 3 月 11 日に公表される予定である。従って、以下に概説する改正点は、いずれもまだ法制化されておらず、過去の予算案の事例を踏まえると、2021 年の夏前にされるものと見込まれる。

本ニュースレターは、今回の予算案の中から、特に日系企業グループにとって重要と思われる項目についてまとめたものである。英国 2021 年予算案の詳細及び解説については、添付のリンクを参照して頂きたい。[www.ukbudget.com](http://www.ukbudget.com)

## 2. ビジネス・タックス

### 2.1 法人税率

先述した通り、重要な改正案の一つとなった英国法人税率については、2023年4月1日より25%に引き上げられることが発表された。この税率は課税所得が250,000ポンドを超える法人に適用される。財務大臣のスピーチでは、OECDによると英国法人税率はそれでもG7の中で一番低いものであることが強調された。（米国法人税率については連邦税と州税を合計した場合に限る。）一方で、課税所得が50,000ポンド以下の法人は引き続き19%の税率が適用され、課税所得が50,000ポンド超250,000ポンド以下の法人については、19%から25%の間の累進税率が適用されることとなる。

予算案発表前、メディアでは法人税率が間もなく引き上げられることと推測されていたが、財務大臣は、税率の引き上げは2023年まで行わず、それまでは現行の19%を維持する旨を発表した。日系企業については、法人税率の25%への引き上げは、英国子会社において、一部経済実体を持つ外国子会社の租税負担割合が20%未満となる場合に、日本の外国子会社合算税制（タックスハイブン対策税制）の対象外となる為の重要な要素の一つになり得る可能性がある。しかし2023年3月までは法人税率が19%に据え置きとなるため、引き続き日本のタックスハイブン対策税制の影響を考慮していく必要があると考えられる。

UK GAAP 及び IFRS の会計基準においては、実質的に制定 (substantive enactment) された法人税率に基づき繰延税金資産・負債を認識する必要がある。一方、US GAAP の会計基準の場合、成立した法令 (full enactment) による法人税率に基づき繰延税金資産・負債を認識する。いずれも、上記の通りまだ法制化されていない。

### 2.2 利益迂回税 (Diverted Profit Tax)

英国法人税率の引き上げに伴い、税率差を維持する為に、利益迂回税についても、2023年4月1日より、現行の25%から31%へ6%引き上げる事が発表された。

利益迂回税は2015年に導入された制度で、課税所得などを意図的に移転し、英国の税源を侵食するような取引に対処するために制定された租税回避防止制度である。

利益迂回税は、2015年に導入されたもので、課税所得などを人為的に操作して課税逃れを行い、英国の税源を侵食する問題に対処するために制定された租税回避防止策である。

### 2.3 事業損失に関する繰り戻しの延長

2020年4月1日から2022年3月31日の間に終了する会計期間については、事業所得から生じた欠損金（石油・ガス事業に係る一定の欠損金を含む (ringfenced oil and gas losses)）を、過去の会計期間に発生した所得と相殺することが出来るが、繰り戻せる期間が現行の1年から3年まで延長されることとなる。

本制度上、発生した事業欠損金は、まず直前の会計期間の所得と相殺する。直前の会計期間については所得と相殺可能な欠損金の金額に制限はないが、その前の期（2年前及び3年前）の所得との欠損金の相殺については、本制度上欠損が生じたそれぞれの期間において2百万ポンドまでの上限が設けられる。

200,000ポンドまでの少額の欠損金については、確定申告書において申請する必要がなく、会計帳簿など欠損金を証明する十分な資料が揃い次第、欠損金の繰り戻しによる還付を申請する事が出来る。

また、グループ会社全体に対して2百万ポンドの欠損金の上限値が導入されることとなる。上記の200,000ポンドまでの少額の欠損金の還付申請については、2百万ポンドのグループ上限のうちに含める

必要はなく、また各会社ごとに申請が出来る。しかし、グループ内のある一つの会社が 200,000 ポンド超の欠損金を繰り戻し申請する場合、2 百万ポンドのグループ上限値が適用されることとなり、例えば会社単位で 200,000 ポンド未満の欠損金を繰り戻した会社であっても、2 百万ポンドのグループ上限値に含める必要がある。このような場合は、グループ内での欠損金の割り当てについて一定の書類を提出する必要がある。

本制度上繰り戻した欠損金の相殺については、グループリリーフ制度のもと本来の修正期限を既に過ぎている場合、今回の税制改正による新規則をもってグループリリーフの申請を修正することは出来ない。

## 2.4 キャピタル・アローワンスの拡大

キャピタル・アローワンスについては、新規の機械設備等 (plant and machinery) の購入について、節税効果が期待できる以下の 2 つの優遇措置が発表された。

- 購入年度における 130% の特別控除・・・これまでの制度下では機械設備等の購入については「Main pool」にグルーピングされ、キャピタル・アローワンスとして年間 18% の定率法で税務上減価償却が可能であるが、新規（及びほぼ新規）の機械設備等の取得について、購入年度に購入金額等の 130% に相当する金額が損金算入出来ることとなる。
- 初年度の 50% 特別控除・・・これまでの制度下では特別償却資産の購入については「Special rate pool」にグルーピングされ、キャピタル・アローワンスとして年間 6% の定率法で税務上減価償却が可能であるが、特別償却資産に該当する新規（及びほぼ新規）の資産について、初年度に購入金額等の 50% に相当する金額が損金算入出来ることとなる。

上記のキャピタル・アローワンスに関する優遇措置は、2021 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に購入したキャピタル・アローワンスの対象となる資産に適用され、予算案が発表された 3 月 3 日より前に契約が締結されたものは除く。

また、石油・ガス産業においては、税務上 ring fence された一定の事業が行われている場合、購入資産において既に 100% の特別控除の対象となるため、上記の 130% の特別控除の対象外とされる。ただ、購入資産で部分的に ring fence 事業に使用されるものについては、100% の初年度特別控除が適用出来ることとなる。

なお、グループ会社間において対象となる資産が購入された場合などを含め、租税回避行為防止のための規則が導入される予定である。

上記に加えて、現行のアニユアル・インベストメント・アローワンス (Annual Investment Allowance (“AIA”)) 額とされていた 100 万ポンドまでの一時的な増加措置は、2021 年 1 月 1 日より、以前に AIA 額とされていた 200,000 ポンドに戻される予定であったが、企業の新規の機械設備等への投資を促進するためのインセンティブとして、2021 年 12 月 31 日まで引き続き AIA 額は 100 万ポンドとされる。

## 2.5 試験研究開発費の税額控除

2020 年 7 月、英国政府は試験研究開発費の税額控除の対象となる費用の種類について見直しを行うと発表し、その協議結果の概要が公表された。ポイントの一つは、試験研究開発の内容の変化であり、データやクラウドコンピューティングにおける研究開発が今後の重要な活動として構成される。

政府はこのような要素を制度の中に取り込むべきであることを理解しているものの、本制度の拡大は、歳出の増加及び制度の複雑さが増す可能性があることにも留意している。

したがって、英国が最先端の研究開発において国際的に競争力のある場所であり続けること、そのために現行の試験研究開発費における税額控除制度が趣旨に沿うものであるよう、今回の予算案では広範

困にわたる協議を開始することが発表された。これには、現行の制度（大企業に対する13%税額控除）が適切であるか否かの検討も含まれる。協議は2021年6月2日まで続く予定である。

## 2.6 EU 利子及び使用料指令の撤廃

英国は2020年1月31日にEUを離脱した後、移行期間(Transitional period)に入り、その間EU利子及び使用料指令が引き続き適用されたが、2020年12月31日に移行期間が終了したため、今後英国企業がEU内の企業に利子・使用料の支払いを行う場合、EU指令の恩恵は受けられないこととなることが確認された。結果として、2021年6月1日以降に支払われる利子や使用料に課される源泉税は、英国と支払先の相手国との租税条約に基づいて決定されることとなる。ただし、特定の支払いに対して英国国内法において免税とされる場合には、英国国内法が優先適用される。源泉税の回避を主たる目的として、6月1日前に支払いが行われた場合には、3月3日（本予算案発表日）以後の支払いについてEU利子及び使用料指令に基づく恩恵を受けることはできない。企業側は、これらの新しい取り扱いに備えて、租税条約の適用申請の必要性などを検討することが求められる。

## 2.7 国際間の情報開示制度の義務付け

英国政府は、一定のクロスボーダー取引について、国外での脱税行為に対処するため国際間の情報共有を進めることを目的として、OECDによるBEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)行動12(情報開示制度義務)の実施について協議を行うことを予定している。詳細は後日発表されるとなっている。

## 2.8 ハイブリッド・ミスマッチ

2020年春に実施されたコンサルテーションに基づき、ハイブリッド・ミスマッチ・ルールが本来の趣旨に沿って運用されているかどうかの検討協議が行われ、2020年11月に制度の改正が発表された。

今回発表された改正案は、11月に発表されたものと概ね同じである。財政法案に改正内容が反映された際には、本改正の影響を検討する必要があると思われる。

## 2.9 デジタル・プラットフォーム

2020年7月3日、OECDは「シェアリング及びギグ・エコノミーの販売者へ向けたプラットフォームに関する報告規則」(‘Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy’)と題する資料を公表し、これに伴い、英国では、将来本資料に含まれる規則を実施できるように、政府の権限を拡大することとした。

この新規制は、ウェブサイトやアプリなど、他者によるサービスの提供を容易にするためのデジタル・プラットフォームに適用されると予想される。英国歳入関税庁(HMRC)は既に、英国を拠点とするプラットフォームの情報にアクセスする権限を有しているが、OECDの新規則を実施することにより、他国の税務当局と情報を交換し、英国外を拠点とするプラットフォームを利用する販売者のデータにアクセスすることが可能となる。これにより、デジタルプラットフォームを利用している販売者にとって英国の課税規則を遵守しやすくすること、HMRC側からは脱税行為を発見し対処しやすくすることを目的としている。この規制は今夏に協議の対象となる予定で、2023年までには施行されることはない予想される。

## 3. 経済特区「フリーポート(Freeports)」

経済特区とされるフリーポートの新たな8拠点が公表された。イースト・ミッドランズ空港、フェリックスストウ&ハーウィッチ、テムズ、リバプール・シティ、ティーズサイド、ソレント、プリマス、ハンバーサイドの8拠点である。これは、2020年のコンサルテーションに基づき決定されたもので、その結果が2020年10月7日に公表された。主な目的としては、それぞれの町や地域を活性化し発展させることにある。税務の観点からは、フリーポートには主に以下の3つの優遇規定が適用される。

- フリーポート域内で購入される一定の機械設備について、購入金額の 100%をキャピタル・アローワンスとして損金算入することができる。これは、フリーポートとして指定された日以降、2026 年 9 月 30 日までに発生した支出に限られる。
- フリーポート・サイトとして指定された日以降 2026 年 9 月 30 日まで、フリーポート域内に非居住用の建物や構造物について新築又は改修のために発生した支出に対し、支出金額の 10%に相当する金額が損金算入可能となる。
- フリーポートとして指定された日から 2026 年 9 月 30 日までの間、フリーポート内での一定の要件を満たした土地及び建物の購入に対する土地印紙税について免税となる。

## 4. 産業別の税制改正

### 4.1 銀行に対するサーチャージの見直し

数年前、英国政府は銀行の利益に対して、法人税に加えて 8%のサーチャージを課す制度を導入した。サーチャージの対象となる利益は原則として法人税と同様の基準で算出されるが、一部の制度の適用は認められない。しかし、本予算案で公表された法人税率の引き上げに伴い、政府は、このサーチャージが英国の銀行業全体にとって不利になる事を懸念している。従って、政府は 2021 年中に、銀行へのサーチャージの見直しを行うこととし、銀行に対する実質課税が現行水準から大幅に引き上げられないよう検討する。

## 5. 間接税

### 5.1 VAT（付加価値税） - 新規罰則制度

VAT の滞納に対する罰則制度について新たな規則が導入されることとなった。今後の罰則規則は以下の通りである。

- 支払期限後 15 日以内に支払った場合、罰則なし
- 支払期限後 16 日から 30 日の間に支払った場合、未払額の 2%
- 支払期限後 30 日以内に支払いが行われなかった場合、未払額の 4%
- 支払期限後 31 日目より、未払額に対して年率 4%で、追加の罰金が日割りで科される

更に、VAT の支払期限日から実際の支払日まで（HMRC が還付を行う場合も同様）の期間を基に課せられる利息についても改正されることとなった。

これらの改正は 2022 年 4 月 1 日以降に開始する会計期間より適用される。

上記に加えて、期限後申告については新たにポイントベースの罰則制度が導入される。納税者が一定のポイント数に達した場合には、申告の遅延について妥当な理由が存在しない限り、£200 の延滞金が課せられる。

### 5.2 VAT – ホスピタリティ産業への軽減税率の延長

2020 年 7 月、英国政府は、いわゆるホスピタリティ産業において一定のサービス・商品にかかる VAT の税率を一時的に 5%に引き下げると発表した。この経過措置は 2021 年 3 月 31 日で終了する予定であったが、財務大臣はこれを更に半年間、2021 年 9 月 30 日まで延長すると発表した。

さらに、2021年10月1日以降もVATの税率を12.5%までしか引き上げず、その半年後の2022年3月31日をもって、英国のVAT標準税率である20%に戻る事となる。

### **5.3 プラスチック包装税**

英国政府は、2018年度の予算案で、プラスチック包装の生産と輸入について課税する税制を導入すると発表した。

2022年4月1日から、英国内で製造又は輸入されるプラスチック包装で、最低でも30%の再生プラスチックを含まないものについては、プラスチック包装税が適用される事となる。

登録の基準は、年間あたり10トンのプラスチック包装に関わるものであり、基準を超えた場合には、プラスチック1トン当たり200ポンドが課税される。

**Mohan Manuel**

+44 20 7007 1838  
mmanuel@deloitte.co.uk

**Rachel Hossack**

+44 20 3741 2008  
rhossack@deloitte.co.uk

**Nick Greenhouse**

+44 20 7007 1102  
ngreenhouse@deloitte.co.uk

**Cara Glover**

+44 20 7303 5380  
carglover@deloitte.co.uk

**Tatsuo Nakatsuji (Japan Desk)**

+44 20 7007 9778  
tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk

**Kohei Tahara**

+44 20 7007 6505  
ktahara@deloitte.co.uk

**Richard Bolton**

+44 113 292 1257  
rjbolton@deloitte.co.uk

**Gareth Pritchard**

+44 2920 26 4294  
gpritchard@deloitte.co.uk

**Rafal Golaj**

+44 20 7303 8283  
ragolaj@deloitte.co.uk

**Alison Osborne**

+44 117 984 2885  
aosborne@deloitte.co.uk

**Hideo Ohashi (Japan Desk)**

+44 20 7007 2221  
hohashi@deloitte.co.uk

**Kaz Kawamura**

+44 20 7303 8756  
kakawamura@deloitte.co.uk

**Edward Morris**

+44 20 7007 6568  
edmorris@deloitte.co.uk

**Hiromasa Hidaka**

+44 20 7007 6589  
hhidaka@deloitte.co.uk

**David Kwong Yin**

+44 20 7007 0556  
dkwongyin@deloitte.co.uk

**Suzy Lilley**

+44 113 292 1692  
slilley@deloitte.co.uk

**Sachiko Oba**

+44 20 7303 3457  
saoba@deloitte.co.uk

**Mami Ikehara**

+44 20 7303 2882  
maikehara@deloitte.co.uk

This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.